

写

教職第1085-2号

平成26年3月11日

各市町村教育委員会教育長  
各市町村立学校長

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

### 通勤手当に係る年度末及び年度当初の事務処理並びに認定及び事後確認 における留意点について（通知）

学校職員の通勤手当について、下記のとおり事務処理をお願いします。また、認定及び事後確認の際には通勤の実態と届出の内容に差異がないか留意するようにしてください。

記

#### 1 自動車等加算額について

平成26年度の交通用具使用者に係る使用距離1キロメートル当たりの加算額については、平成25年度と同様に630円となります。したがって、このことについて事務処理は必要ありません。

#### 2 平成26年度当初人事異動等に係る通勤手当事務の留意点について

人事異動を伴う職員のうち、交通機関等利用者で旧所属で支給単位期間が終了していない職員については、原則として旧所属で返納処理を行いますが、新所属において支給単位期間を引き継ぐ場合（※）があるため、新・旧両所属でそれぞれの認定状況を確認してください。

（※）異動後も全ての、もしくは一部の交通機関利用について変更がなく、新所属においても、引き続き同様の経路及び方法で認定される場合

#### （確認事項の内容）

|     |  |
|-----|--|
| 旧所属 | <p><u>新所属での通勤方法・経路等を確認した上で、返納が必要であるかを判断すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 異動後も全ての、もしくは一部の交通機関に変更がないため、新所属において、支給単位期間が引き継がれる場合がある。</li></ul> |
| 新所属 | <p><u>旧所属で終了していない支給単位期間がないか、確認した上で認定すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 異動後も全ての、もしくは一部の交通機関に変更がないため、旧所属での支給単位期間を引き継ぐことになる場合がある。</li></ul>    |

新旧の各所属において、適宜、情報提供を行い、必要に応じ、新旧所属の通勤届の写しを添付すること。（教職員給与事務の手引PⅡ-2-25参照）

- ※ 支給単位期間の中途で異動する場合の通勤手当の事務処理については、平成26年3月3日付け教職第1178号「年度をまたがる通勤手当の事務処理について（通知）」を参照すること。
- ※ 総務事務システムが稼働している所属（教育局（課所館を含む）・県立学校・他部局等）間の異動等に伴う事務処理については、平成26年3月11日付け教職第1088号「人事異動に伴う給与関係の事務処理について（通知）」を参照すること。

### 3 鉄道等運賃改定に伴う事務処理について

平成26年4月の消費増税に伴い、JR東日本及び私鉄各社において、平成26年4月1日（東京都交通局（荒川線は除く）及び横浜市交通局は平成26年6月1日）より運賃が改定されます。鉄道を利用して通勤している職員につきましては、運賃改定に伴う事務処理を行う必要がありますので予め御留意ください（別紙参照）。なお、事実発生日の扱いについては次のとおりとなります。

#### （1）定期券により認定されている場合

支給単位期間が運賃改定日をまたいでいる場合、運賃改定日をもって即日に改定後の運賃が適用されるのではなく、運賃改定日をまたいだ支給単位期間における最後の月の末日をもつて変更の事実が生じたものとみなします。

鉄道で通勤しており、6か月定期券による認定を受けている職員のみなし事実発生日は下記のとおりとなります。（下の表は平成26年4月1日に改定した場合）

| 支給月    | みなし事実発生日        |
|--------|-----------------|
| 4月、10月 | 平成26年4月1日（実改定日） |
| 5月、11月 | 平成26年4月30日      |
| 6月、12月 | 平成26年5月31日      |
| 7月、1月  | 平成26年6月30日      |
| 8月、2月  | 平成26年7月31日      |
| 9月、3月  | 平成26年8月31日      |

※ なお、先述のとおり、東京都交通局（都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）および横浜市交通局（横浜市営地下鉄）については平成26年6月1日が改定予定日となっています。そのため上記の表のとおりにはなりませんので、当該交通機関を利用している職員がいる場合は御注意願います。

なお、新幹線通勤の職員については、3か月定期券での認定となっているので、下表のとおりとなります。

| 支給月          | みなし事実発生日        |
|--------------|-----------------|
| 4月、7月、10月、1月 | 平成26年4月1日（実改定日） |
| 5月、8月、11月、2月 | 平成26年4月30日      |
| 6月、9月、12月、3月 | 平成26年5月31日      |

## （2）回数券又はＩＣカードにより認定されている場合

運賃改定日が事実発生日となります。

運賃改定に伴い、これまでの認定経路が最も経済的かつ合理的と認められる経路ではなくなる可能性がありますので、現在認定されている経路につきまして見直しをお願いします。

なお、運賃改定に伴う認定経路変更の際の認定は、通勤届の裏面の「確認及び決定欄」で行ってください。この場合には、職員から届を再度提出していただく必要はありません。（職員が自ら経路変更を申し出た場合は届の提出が必要です。）

また、運賃改定に伴う認定を行った職員の給与報告について、遗漏のないように小中学校県費事務システム（通勤手当支給報告）で報告願います。

## 4 バス利用特典サービスによるバスチケットについて

路線バスをＩＣカードを利用して乗車する場合に付与されるバスチケットについて、運賃改定後も、チケット付与額を算出するための定率の考え方は変わらぬので、教職第1595－1号「交通機関を利用する職員に係る通勤手当について（通知）」（平成22年3月19日）を参考に事務処理を行ってください。

## 5 認定及び事後確認について

認定及び事後確認の際は、通勤の実態と届出の内容に差違がないか、定期券等の記載内容を精査するなどして御確認ください。虚偽の届出などで不正に手当を受給している場合には、返納を求めるとともに、懲戒処分の対象となります。

埼玉県教育局教育総務部教職員課 制度・指導担当

※お問い合わせは、所轄の教育事務所又はさいたま市教育委員会へお願いします。

## 普通交通機関等において運賃が改定された場合の事務処理について

通勤届（裏面）の下欄を使用し、改定後の普通交通機関等の運賃により認定すること。

(例1) 運賃改定日が4月1日で支給月が4、10月の場合

| 確認及び決定欄    |                |              |            | 24年4月2日 受理 |                  |              |              |      |
|------------|----------------|--------------|------------|------------|------------------|--------------|--------------|------|
| 普通交通機関等利用者 | 算出の基礎となる定期券回数券 | 定期券回数券       | 運賃等の額の算出基礎 | 運賃等相当額     | 1箇月当たりの運賃等相当額    | 普通交通機関等認定の始期 | 支給月(毎月支給は省略) | 備考   |
|            | 順路             | 普通交通機関等の名称   | 利用区間       | その他の別      |                  |              |              |      |
|            | 1              | JR線<br>久喜～浦和 | 6か月定期券     | 57,450円    | 57,450円<br>(6箇月) | 9,575円       | 平成24年4月から    | 4,10 |
|            | 2              |              |            |            | 円<br>(　箇月)       | 円            | 平成 年 月から     |      |
|            | 3              |              |            |            | 円<br>(　箇月)       | 円            | 平成 年 月から     |      |
|            | 4              |              |            |            | 円<br>(　箇月)       | 円            | 平成 年 月から     |      |

| 運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄 |  |                     |                        |               |      |
|-------------------------------|--|---------------------|------------------------|---------------|------|
| ☑運賃等改定                        |  | □規定改正               |                        | 26年 4月 1日適用   |      |
| □支給単位期間変更                     |  |                     |                        |               |      |
| 普通交通機関等                       |  |                     |                        |               |      |
| 順路<br>1<br>2<br>3<br>4        | 定期券等の別   | 運賃等相当額              | 1箇月当たりの運賃等相当額          | 普通交通機関等の認定の始期 |      |
|                               | 6か月定期券   | 59,090 円<br>( 6 箇月) | 9,848. <sup>33</sup> 円 | 26年4月から       | 4,10 |
|                               |  | 円<br>( 箇月)          | 円                      | から            |      |
|                               |  | 円<br>( 箇月)          | 円                      | から            |      |
|                               |  | 円<br>( 箇月)          | 円                      | から            |      |
| 自動車等 ( . km) 円                |  |                     |                        |               |      |
| 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 9,848 円     |  |                     |                        |               |      |
| 1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき  |  |                     |                        |               |      |
| 新幹線鉄道等                        |  |                     |                        |               |      |
| 順路<br>1<br>2                  | 定期券等の別   | 特別料金等2分の1相当額        | 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額    | 新幹線鉄道等の認定の始期  |      |
|                               |  | 円<br>( 箇月)          | 円                      | 年 月から         |      |
|                               |  | 円<br>( 箇月)          | 円                      | 年 月から         |      |
|                               | 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき                                    |                     |                        |               |      |
|                               | □返納 [返納事由(規則第12条の2第1項):<br>対象普通交通機関等(新幹線鉄道等) 払戻金相当額(払戻金1/2相当額)の算出基礎] |                     |                        |               |      |
| 1<br>2<br>3<br>4              |  | 円                   | 年 月                    |               |      |
|                               |  | 円                   | 年 月                    |               |      |
|                               |  | 円                   | 年 月                    |               |      |
|                               |  | 円                   | 年 月                    |               |      |
|                               | 平成26年 4月 3日決定<br>備考: 平成26年4月1日 JR線運賃改定                               |                     |                        |               |      |
| 取扱者認印                         | ○  | ○                   | ○                      | ○             |      |

(例2) 運賃改定日が4月1日で支給月が6, 12月 (支給単位期間が運賃改定日をまたぐ) の場合

| 確認及び決定欄                              |                                 |   |            |              |               |              | 24年6月1日受領    |    |
|--------------------------------------|---------------------------------|---|------------|--------------|---------------|--------------|--------------|----|
| 普通交通機関等利用者                           | 算出の基礎となる定期券回数券                  | 定期券回数券その他の別   | 運賃等の額の算出基礎 | 運賃等相当額       | 1箇月当たりの運賃等相当額 | 普通交通機関等認定の始期 | 支給月(毎月支給は省略) | 備考 |
|                                      | 1 JR線                           | 久喜～浦和 6か月定期券  | 57,450円    | 57,450円(6箇月) | 9,575円        | 平成24年6月から    | 6,12         |    |
|                                      | 2                               |   |            |              |               | 年月から         |              |    |
|                                      | 3                               |   |            |              |               | 年月から         |              |    |
|                                      | 4                               |   |            |              |               | 年月から         |              |    |
|                                      | 自動車等の額 (自動車等の使用距離 . km) (加算額 円) |   |            |              |               |              |              |    |
| 普通交通機関等と自動車等の合計額 円 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 |                                 |   |            |              |               |              | 9,575円       |    |
| 1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき         |                                 | {55,000 + ( )} × [ 箇月 ] = (差額2分の1相当額(20,000円が限度)) 円 |            |              |               |              | 平成 年 月から     |    |

| 運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄               |   |                        |                     |               |           |                 |  |
|---|---|------------------------|---------------------|---------------|-----------|-----------------|--|
| △運賃等改定 □規定改正 □支給単位期間変更                      |   |                        | 26年 6月 1日適用         | 自動車等          |           |                 |  |
| 普通交通機関等                                     |   |                        | 年月適用                | 加算額 円         |           | 55,000円を超えるとき 円 |  |
| 順路  | 定期券等の別                                  | 運賃等相当額                 | 1箇月当たりの運賃等相当額       | 普通交通機関等の認定の始期 | 支給月(毎月支給) | 取扱者認印           |  |
|   | 1 6か月定期券                                | 59,090円(6箇月)           | 9,848.33円           | 26年6月から       | 6,12      |                 |  |
|   | 2                                       | 円(箇月)                  | 円                   | から            |           |                 |  |
|   | 3                                       | 円(箇月)                  | 円                   | から            |           |                 |  |
| 4   | 円(箇月)                                   | 円                      | から                  |               |           |                 |  |
| 自動車等 ( . km) 円                              |   |                        |                     |               |           |                 |  |
| 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 9,848円                    |   |                        |                     |               |           |                 |  |
| 1箇月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるとき 年月から           |   |                        |                     |               |           |                 |  |
| 新幹線鉄道等                                      |   |                        |                     |               |           |                 |  |
| 順路  | 定期券等の別                                  | 特別料金等2分の1相当額           | 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額 | 新幹線鉄道等の認定の始期  | 支給月       | 取扱者認印           |  |
|   | 1                                       | 円(箇月)                  | 円                   | 年月から          |           |                 |  |
|   | 2                                       | 円(箇月)                  | 円                   | 年月から          |           |                 |  |
|   | 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が 20,000円を超えるとき 年月から |                        |                     |               |           |                 |  |
| □返納 反納事由(規則第12条の2第1項):                      |   |                        |                     |               |           |                 |  |
| 対象普通交通機関等(新幹線鉄道等)                           |   | 払戻金相当額(払戻金1/2相当額)の算出基礎 | 払戻金相当額(払戻金1/2)      | 事由発生年月        | 取扱者認印     |                 |  |
| 1   |   |                        |                     | 年月            |           |                 |  |
| 2   |   |                        |                     | 年月            |           |                 |  |
| 3   |   |                        |                     | 年月            |           |                 |  |
| 4   |   |                        |                     | 年月            |           |                 |  |
| 平成26年 6月 3日決定                               |   |                        |                     |               |           |                 |  |
| 備考: 平成26年4月1日 JR線運賃改定(平成26年5月31日を事実発生日とみなす) |   |                        |                     |               |           |                 |  |
| 認定はみなし事実発生日から手当額改定後最初の手当支給日までに行ってください。      |   |                        |                     |               |           |                 |  |
| 取扱者認印                                       |   |                        |                     |               | 認印        |                 |  |